

~令和2年4月改定版~

介 護 保 険 福 祉 用 具 購 入 の て び き

相 模 原 市



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

1 制度について

(1) 対象者及び支給について

介護保険で福祉用具を購入するには、要介護（要支援）認定を受けていることが必要です。

介護状態区分（要支援1～要介護5）にかかわらず、支給限度基準額は、1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。そのうち9割、8割又は7割が保険から支給され、自己負担は1割、2割又は3割となります。自己負担の割合については、「負担割合証」を確認してください。福祉用具購入後の購入費用の支払日（領収書の日付）時点での負担割合が適用されます。

原則として、同一年度内には、同一種目かつ、同一品目の再購入はできません。また、再購入の対象となる場合は、既に購入した福祉用具が破損した場合や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなる等の特別な事情がある場合で、真にその必要性が認められる場合に限りです。福祉用具については、都道府県等により指定を受けた特定福祉用具販売事業者が、ご本人に販売を行ったものについてのみ福祉用具購入費の支給対象となります。

ご本人が入院や施設に入所している場合には、介護保険の支給対象となりません。

(2) 福祉用具購入費の支給対象種目について

【厚生省告示 第94号】

(1) 腰掛便座

ポータブルトイレ

洋風便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）

補高便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）

簡易昇降便座（電動式又はスプリング式のもの）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

(3) 入浴補助用具

シャワーチェア（シャワーキャリー）

浴槽用手すり

浴槽内いす（浴槽台）

入浴台（バスボード）

浴室内すのこ

浴槽内すのこ

入浴用介助ベルト

(4) 簡易浴槽

(5) 移動用リフトのつり具部分

複合的機能を有する福祉用具について

二つ以上の機能を有する福祉用具で、それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断します。

（例：壁付きリモコン付き補高便座 便座部分（対象）リモコン部分（対象外））

複合的機能を有する福祉用具の場合は、必要書類と併せて対象となる福祉用具部分の金額が分かる資料を提出してください。

2 申請の手続き

(1) 支払いの方法

支払の方法は、「受領委任払い」と「償還払い」の2種類があります。

受領委任払い

事業者が市役所へ受領委任払いの登録をしている場合に利用できる制度で、利用者は1割、2割又は3割の自己負担分の金額のみを事業者へ支払うことで福祉用具を購入できます。保険給付分(9割、8割又は7割)は、保険者が事業者に支払います。

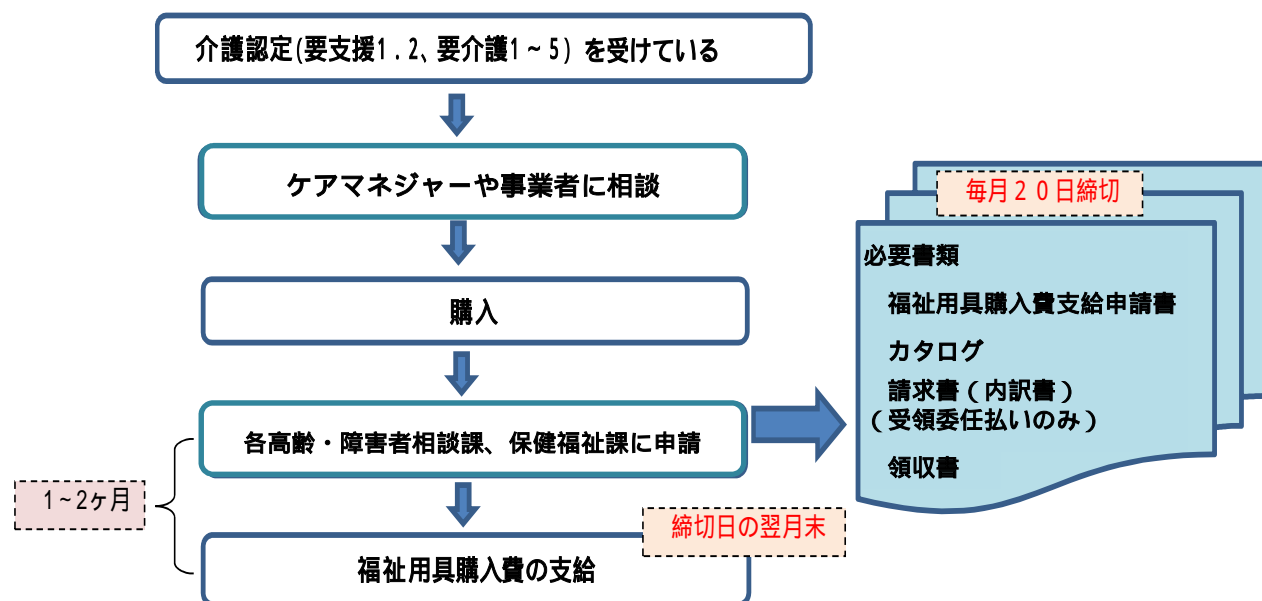
償還払い

事業者が受領委任払いの登録をしていない場合も利用できます。購入費用はいったん全額自己負担となり、後で保険給付分(9割、8割又は7割)を、保険者が利用者に支払います。

受領委任払いの登録(事業者の方へ)

受領委任払いの登録には、「代理受領に係る申出書」と「支払金口座振替依頼書」の提出が必要です。「代理受領に係る申出書」は当該年度内が有効期間となりますので、年度が切り替わる際には、再度、ご提出していただく必要があります。有効期間満了前に更新の通知を発送します。また、届出事項に変更があった場合には、変更届を速やかにご提出ください。

(2) 申請の手順



注意事項

- ・ご本人は、ケアマネジャー、事業者と相談のうえ、商品を選定してください。その際、ケアマネジャー等は、ご本人が要介護(要支援)認定を受けているか、購入を予定する商品が介護保険制度で支給対象であるかを必ずご確認ください。
- ・領収書のあて名はすべて被保険者(ご本人)となります。
- ・すのこの購入の場合は、必要書類と併せて図面の提出が必要です。

(3) 申請にかかる注意事項

申請書等は、本人から市へ提出していただくものですが、本人の依頼により事業者・ケアマネジャーが代行して提出することもできます。代行させる際は、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

申請書は、「受領委任払い用」と「償還払い用」の2種類がありますので、該当する書類を提出してください。

福祉用具購入費支給申請書の提出締切りは、毎月20日です。

(締切日が土日・祝日の場合は、その前の平日になります。)

支払は、原則として締切日の翌月の月末です。

(入金前に通知を送付します。受領委任払いの場合は被保険者及び事業者宛、償還払いの場合は被保険者宛に通知します。)

提出先・問合せ先

提出先	住所・電話番号
緑高齢・障害者相談課	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階 電話 042-775-8812
中央高齢・障害者相談課	〒252-5277 中央区中央 2-11-15 ウェルネスさがみはら A館 1階 電話 042-769-8349
南高齢・障害者相談課	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター1階 電話 042-701-7704
城山保健福祉課	〒252-0105 緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第1別館 1階 電話 042-783-8136
津久井保健福祉課	〒252-0157 緑区中野 613-2 津久井保健センター1階 電話 042-780-1408
相模湖保健福祉課	〒252-0171 緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2階 電話 042-684-3215
藤野保健福祉課	〒252-0184 緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2階 電話 042-687-5511

問合せ先	住所・電話番号
介護保険課	〒252-5277 中央区中央 2-11-15 あじさい会館 4階 電話 042-707-7058